

東アジアにおける白蛇伝映画の研究 : 女性の表象をめぐって

著者	劉 慧
発行年	2019
学位授与大学	筑波大学 (University of Tsukuba)
学位授与年度	2018
報告番号	12102甲第8912号
URL	http://hdl.handle.net/2241/00157020

氏名	劉 慧
学位の種類	博士（人文科学）
学位記番号	博 甲 第 8 9 1 2 号
学位授与年月日	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	東アジアにおける白蛇伝映画の研究—女性の表象をめぐって—

主査	筑波大学 教授	Ph.D.（文学）	今 泉 容 子
副査	筑波大学 准教授	博士（学術）	平 石 典 子
副査	筑波大学 助教	博士（教育学）	白 戸 健一郎
副査	筑波大学 教授	博士（文学）	徳 丸 亜 木

論 文 の 要 旨

本論文の目的は、中国に起源をもつ白蛇伝説の映画化作品を研究対象とし、その映画が制作された日本、韓国、香港、中国の四文化圏における映画作品の特徴を明らかにすることである。とくに、白蛇伝映画を最初に制作した日本の白蛇伝映画の女性像を分析し、その日本映画から影響を受けたほかの国々の白蛇伝映画が、日本の白蛇伝映画の女性像とどのように異なる個性を出そうとしていったかを考察している。

研究対象とする映画は、日本の二作品、韓国の一作品、香港の二作品、中国の一作品である。それらに一章ずつを割り当てて（ただし香港の映画には二章が当てられる）考察していくため、論文全体の構成は以下のとおりとなる。

- 第一章 戦後日本の「白蛇伝」映画における女性像—『白夫人の妖恋』と『白蛇伝』
- 第二章 儒教的な女性観へ回帰した女性像—韓国版『白蛇夫人』
- 第三章 想像的「文化中国」による理想化された女性像—香港版『白蛇伝』
- 第四章 フェミニズムの視点から語り直した物語—香港版『青蛇』
- 第五章 語りの主体としての男性の回帰—大陸版『白蛇伝説』

このように五つの章に分けたうえで、それぞれの章において各国の白蛇伝映画が分析されていく。

第一章では、日本の 1950 年代に制作された『白夫人の妖恋』と『白蛇伝』が取り上げられ、白娘と青蛇の人物造形の考察に力が入れている。ここで考察された女性像は、第二章以下で考察される女性像と比較されながら、本論文の最後まで言及されることになる。

第二章では、先行研究がほとんど存在しない韓国版白蛇伝映画を取り上げ、その女性の登場人物の

特徴を明らかにしようとする。監督の申相玉は知名度が高く、彼の映画会社シン・フィルムの重要性がまず解説的に述べられる。1960年制作の韓国版『白蛇伝夫人』における白娘の人物造形が、エロティシズムの強い魅惑的な女性から、儒教的な家父長制度にしたがう女性へ変化することが分析され、その人物造形が申監督の韓国版の特徴とされる。その女性像は、日本実写版の執念深く、公的な家制度にそぐわない白娘の女性像とは異なり、儒教的な夫にしたがう女性に変化するのであるが、その変化は申監督が活躍した時期の1962年にはじまる映画法の改革で、セクシュアリティが抑制されたことの影響を受けた、と推測している。

第三章では1962年制作の香港版『白蛇伝』が取り上げられる。この作品がショウ・ブラザーズの制作であり、日本版『白夫人の妖恋』の共同制作者であるショウ・ブラザーズが日本版から多くを取り入れたことが述べられ、それだからこそ日本版との相違点が重点的に考察される。ショウ・ブラザーズ制作の香港版では、日本版には存在しない京劇の立ち回りのシーンをつくり、命がけの白娘の勇ましい姿をアピールしていることを考察している。

第四章では、前章と同じく香港版を考察しているが、制作年代が1993年であり、ショウ・ブラザーズ制作版とは大きな違いをもつ女性像が分析されていく。映画のタイトルが白蛇ではなく『青蛇』であるこの映画作品では、白蛇と青蛇の女どうしの強い絆に着眼し、そうした女性のネットワークを重視するフェミニズムの視点（とくに男性批判）から作品を解釈しようとしている。

第五章は、中国大陸の映画作品『白蛇伝説』を取り上げ、第四章で考察した『青蛇』の制作年代に比較的近い2011年につくられた映画であるにもかかわらず、男性批判は影をひそめ、男性がふたたび語り手として、また登場人物として力を回復するようすが考察される。本章では、『青蛇』との比較が行われ、キスの描写にしてもエロティシズムが失われて観念的なキスになり、力をふるう男性（僧侶の法海）が公的秩序をもたらすものとして賛同されていることが明らかにされる。

このように本論文は、映画の詳細な分析に主眼をおき、さらに映画どうしの比較から浮き彫りになる相違点を明らかにしながら、白蛇伝映画が日本にはじまり、韓国や香港をへて、中国大陸へ伝播していったようすを考察している。

審 査 の 要 旨

1 批評

本論文は白蛇伝説の映画化作品の研究であり、とくに映画に描かれた女性像の特徴を明らかにして、異なる時期に異なる文化圏で制作された映画どうしの女性像を比較考察している。

本論文のアプローチは、映画の基本的ルール（「映画の文法」）を駆使して、映画にショット分析をほどこしながら、ひとつひとつの映画の特徴を突き止めるというものである。登場人物の台詞が重要なのはいうまでもないが、台詞だけからは読み取れない人物表象や文化表象を、カメラワークや構図や小道具といった映画独自の要素から読み取ろうとしている。たいへん優れたショット分析が展開されていて、人物どうしの位置関係や、人物のショットサイズや、人物がおかれた構図を読み取ることで、家族関係がどのようなものであるかを読み解く方法は、着実であり説得力がある。

全部で六つの映画が分析され、各映画における白蛇（女性）の表象の特徴が解明されている。とくに本論文が学術的重要性を明らかにした韓国版の白蛇伝映画は、申監督という著名な映画人が手がけたにもかかわらず、まだ本格的な研究対象とされていない。したがって、本論文で展開される韓国版の白蛇伝映画の考察は、映画研究にとって貴重な文献となろう。その韓国版映画の考察において、主人公である白娘が映画の前半と後半で異なる表象を与えられていることを、映画の詳細なショット分

析によって明らかにしたことは、とくに大きな貢献であるといえる。

しかし、そうしたショット分析の成果が、安易な推測と結びつけられるのは、本論文の改善すべき点である。せつかく女性像の二面性を解明し、映画では前半にエロティシズムを謳歌する女性が登場し、後半に儒教的な家父長制度にのっとった模範女性へと変貌する、という点を詳細なショット分析によって明示できたにもかかわらず、その変化の原因を「1962年の映画法の改革」の影響、と結論づけてしまうのは、安易な推測と言わざるをえない。そもそも映画は1960年に公開されており、それより二年後に発生する1962年の映画法改革の影響を、どうして受けたと言い得るのだろうか。申監督が時代を先取りしている、と述べたかったのかもしれないが、そうであれば日本語にやや問題があろう。申監督作品のなかに、女性像の二面性（それも両極端と考えられる二面性）をショット分析によって検出しただけでも、大きな成果であり独創的な研究であるのだから、その変化の原因をあえて「時代」に求めようとするのは、慎重な再考を要するところである。

もうひとつ、韓国版の女性像の考察のなかで、注意すべき点がある。二面性を強調するあまり、日本実写版に見られる複雑に重なり合う女性表象の要素を、あえて単純化してしまい、日本版の李香蘭が熱演するエロティックな女性の要素や、夫のために体を消耗させてまで妙薬をつくる従順な妻としての一面などが見落とされがちなのは、熟考を促したいところである。裏返していえば、それほど韓国版の女性像の二面性を強く主張したかったのであろうが、ほかの映画作品における女性像にも正當なまなざしを向けるべきである。

韓国版の発掘と考察は、無理な推測の部分をのぞいて、たしかに学術的に価値のある仕事であった。しかし、韓国版の考察がひとつの映画に限定されることはどうぜんであっても、中国版の考察までがひとつの映画だけに限定されてしまったのは、考察対象の選択に関する熟考を要するところである。中国大陸は白蛇伝説の本場であり、じつに多くの興味深い映画が公開されているのである。本論文ではそれらのうち一作品しか中国大陸版として考察されていないことは、惜しまれる点である。それは、今後の研究に期待したい点でもある。

そうした改善点は列挙できるものの、本論文の主要な部分である各映画作品のショット分析に基づく新たな発見や独創的な解釈は、高く評価できる。第三章の香港版に京劇シーンが挿入されることの意味も、説得力をもって考察されており、第四章の香港版の白娘と青蛇の女どうしの絆の分析にも、フェミニズム的視点が活用されている。本論文のいたるところで駆使されているショット分析の成果からも、本論文は力作と言いうる。

総じて言えば、映画の視覚的要素に着眼し、映画の文法に基づいた斬新な分析手法を駆使して独創的な解釈を展開した本論文の成果は、極めて優れたものであると判断される。

2 最終試験

平成31年1月29日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（人文科学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。